

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年二月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

上尾蓮田線	路線名
上尾市二ツ宮九七九番四地先から同市二ツ宮九八〇番七地先まで	供用開始の区間
令和五年二月十七日	供用開始の期日
令和五年二月十七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第三号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一二・九〇メートル	備考